

添付資料14

帝国議会会議録 検索システム

閉じる

ヘルプ

本文表示

[033/040] 90 - 衆 - 罹災都市借地借... - 3号(回)
昭和21年08月02日

会議録(冊子)画像

発言者: 64 / 75検索語:

○武藤(運)委員 それでは其の次の質問に移ります、借主が地主又は借地権者に對して建物買取請求権を行使した場合に、形成された建物の、所謂時價の標準を何處へ置くかと云ふことを伺ひたいのであります、建物、建築の實費は、終戦當時に於きまして、坪當り千圓から千五百圓でありましたけれども、最近に於きましては三千圓、五千圓、或はそれ以上を要するのでありまして、十五坪の「バラック」でありまして、五萬圓から十萬圓も掛ると云ふ風な實情であります、之に付て争ひがあつた場合に、如何なる標準で其の金額を定めるかと云ふことを伺ひたい趣旨なのであります、從來の經驗に依りますと、裁判上鑑定に掛けましても、借地権を含まないと云ふやうな考へ方から、上物だけの値段、所謂焚物にも等しいものでありまして、實際掛けた金の十分の一にも足りない、之を他に賣却する價格の十分の一にも足りない、さう云ふ鑑定の結果が出るのが常でありまして、裁判所は大體に於て其の鑑定に従ひまして裁判をすると云ふのが、是れ亦例であります、司法大臣は本會議に於きまして、裁判所は必ずしも鑑定の結果に拘足されるものではないのだから、心配は要らないと云ふやうなことを、何處か鑑定委員の問題に付て御説明がありました、さう云ふ場合もなきにしもあらずではありますけれども、大體に於て其の鑑定に従ふのでありまして、さう云ふ場合に於きまして、借主は非常な不利益を蒙ることが多いのであります、當局は此の價格の點に付きまして、從來のやうなやり方で時價を決せんとするのであるか、それとも實際掛つた經費を標準とするなり、當時の賣買價格を標準とするなりして決めるものであるかどうか、此の點を伺ひたい、關東大震災後の區劃整理の際の實例を考へて見ましても、是は民事局長や政務次官も私以上の先輩として、隨分御經驗の多い所でありませうけれども、當局からは、居住者に對して一定期間内に「バラック」を除却すべき旨の命令が出て來まして、地主及び家主からは「バラック」及び住居、土地の明渡しの訴へが出來まして、兩方から挟み撃をされ、居住者は二束三文で建物は向ふへ取られてしまふ、さうして居住権を失つてしまつて、路頭に迷ふと云ふ例が非常に多かつたのであります、此の點に付てどう云ふ風な御方針で居りますか、大綱を承りたいのであります